

委員会提出議案第 1 号

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会委員会条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 2 日提出

加西市議会議長 土本 昌幸 様

提出者 議会運営委員長 衣笠 利則

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例

加西市議会委員会条例（昭和42年加西市条例第15号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

（1）総務委員会 8人

ふるさと創造部の所管に関する事項

総務部の所管に関する事項

会計室の所管に関する事項

教育委員会に関する事項

選挙管理委員会の所管に関する事項

監査委員の所管に関する事項

公平委員会の所管に関する事項

加西病院の所管に関する事項

その他常任委員会の所管に属さない事項

（2）建設経済厚生委員会 7人

健康福祉部の所管に関する事項

地域振興部の所管に関する事項

都市整備部の所管に関する事項

生活環境部の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。